

市報ぎのわん英語版

1-1-1 Nodake, Ginowan, Okinawa | TEL 098-893-4411
<https://www.city.ginowan.lg.jp/>

Scan the QR code below to see past issues of the newsletter and other English contents on our city's website.



FOLLOW US



市の人口

(12月現在)

人口	100,462 (+42)
女	51,614 (+24)
男	48,848 (+18)
外国人	1,655 (+3)
世帯数	45,984 (+19)
総外国籍数	52 (+1)

令和3年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

なぜ申告が必要なの？

前年中（令和2年1月1日～12月31日まで）のすべての所得を計算し、今年度の市民税・県民税を決定するために提出していただいています。収入がない場合でも無収入という申告が必要になります。ただし、昨年中の収入が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる方や、昨年中の収入が公的年金等のみの方、市内居住の方に年末調整や確定申告で扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。

申告しないとどうなるの？

所得や課税に関する証明書の発行が出来ない、国民健康保険料、介護保険料などの算出が出来ず、減額等が受け取れない場合がございます。申告が必要と思われる方は、申告を忘れないようお願いいたします。

市県民税の申告相談について

受付期間 2月16日（火）～3月15日（月）
受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時

■市・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、宜野湾市に住所がある方で、昨年中に収入（働いていない場合でも、収入があれば対象となります）があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。収入が給与のみ、公的年金のみの場合も、扶養家族の追加や生命保険、社会保険料等の控除の追加、医療費控除等を受ける方は、申告が必要です。

※確定申告が済んでいる方は、市県民税兼国民健康保険税の申告は必要ありません。

■申告・相談に必要なもの(必須)

- ・申告書（会場内でもご用意しています。）
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード+顔写真付きの身分証明書

■申告・相談に必要な書類など

- ・給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
- ・障害のある方……障害者手帳等
- ・営業所得者、不動産所得者……収支内訳書等
- ・学生の方……学生証
- ・国民健康保険・介護保険に加入の方納付証明書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける方……昨年中に支払った「医療費控除明細書」（※）と領収書

20歳がスタート。知っておきたい年金の話

国民年金って何？

国民年金は、老後や病気・ケガ等で障害を負ったとき、または子のある方が亡くなったときの生活を、社会全体で支え合うという目的で作られた制度です。日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）※となります。

※第1号被保険者→自営業者・学生・無職等、第2号被保険者→会社員・公務員等（厚生年金加入者）、第3号被保険者→第2号被保険者に扶養されている配偶者

20歳になったときの加入手続きは？

第1号被保険者には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせしています。また、厚生年金加入者に扶養されている方は、夫や妻の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。

保険料はいくら？

第1号被保険者が納めるべき保険料は、月額16,540円（令和2年度の額）です。

保険料を納める事が困難な場合は？

申請によって保険料が免除される次の制度があります。免除が認められるには、所得額が一定額以下等の要件があります。

- ①「学生納付特例」……学生の方
- ②「申請免除」「納付猶予制度」……学生以外の方

国民年金はどんな時にもらえるの？

国民年金に加入して保険料を納め続けることで、次のような場合に年金を受け取ることができます。ただし、保険料を未納のままにすると、年金が受け取れなくなる場合があります（他にも年金を受け取るための要件があります）。

- ①65歳になったとき（老齢基礎年金）
- ②病気やケガ等で障害を負ったとき（障害基礎年金）
- ③子のある方が亡くなったとき（遺族基礎年金）

令和3年度 就学援助制度（要保護・準要保護）追加申請について

就学援助制度は、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを援助する制度です。

令和3年度の申請受付は昨年8月に終了しましたが、申請されていない世帯を対象に、追加申請の受付を行います。

【注意！】

昨年8月に申請されている方には、1月末までに結果通知が届きます。

対象 H18/4/2～H27/4/1生まれ（令和3年度 新小学校1年生～新中学校3年生）で、令和3年度就学援助の認定がされていない方

配布および受付期間

2/1（月）～2/26（金）
※土日、祝日を除く

書類の配布場所

- ①各公立小中学校の事務室
- ②教育委員会学務課（市民会館2階）

書類の提出先

教育委員会学務課（市民会館2階）

問 教育委員会学務課 ☎892-8283

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。行政対応は日本語で行われています。